

(別冊)

2023 年度（令和 5 年度）

インターネット活用業務実施計画

(案)

日本放送協会

2023 年 1 月 10 日

目次

はじめに	1
インターネット活用業務基本方針	1
1 インターネット活用業務の種類	4
2 2号受信料財源業務（NHKプラス、NHKオンライン、NHK公式アプリ等のサービス）について	5
2.1 2号受信料財源業務の内容	5
2.1.1 国内インターネット活用業務	5
2.1.2 国際インターネット活用業務	11
2.2 2号受信料財源業務の実施方法	12
2.3 2号受信料財源業務の料金その他の提供条件	14
3 2号有料業務（NHKオンデマンド）について	16
3.1 2号有料業務の内容	16
3.2 2号有料業務の実施方法	16
3.2.1 NHKオンデマンドの提供期間	16
3.2.2 NHKオンデマンドの提供対象地域	16
3.3 2号有料業務の料金その他の提供条件	17
3.3.1 NHKオンデマンドの契約種別	17
3.3.2 NHKオンデマンドの料金	17
4 放送法上の努力義務に係る取り組みについて	18
4.1 地方向け放送番組の提供	18
4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力	18
5 3号受信料財源業務について	20
5.1 3号受信料財源業務の内容	20
5.2 3号受信料財源業務の実施方法	21
6 3号有料業務について	22
6.1 3号有料業務の内容	22

6.2	3号有料業務の実施方法	22
7	インターネット活用業務の実施に要する費用について	23
7.1	2号受信料財源業務、3号受信料財源業務の費用について	23
7.2	2号有料業務、3号有料業務の費用について	23
8	インターネット活用業務の経理について	24
8.1	区分経理の実施方法	24
8.2	費用の整理に関する計算方法	24
8.2.1	勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係	24
8.2.2	費用の細目ごとに適用する配賦基準について	24
8.3	費用の開示方法	26
8.4	区分経理の適正を確保するための措置	26
8.5	その他経理に関し必要な事項	27
9	インターネット活用業務審査・評価委員会について	27
10	インターネット活用業務に関する意見・苦情等への対応について	28
10.1	競合事業者等からの意見・苦情等への対応について	28
10.2	利用者からの意見・苦情等への対応について	28
11	実施状況の評価とそれを踏まえた業務の改善について	29
12	インターネット活用業務に関する各種資料、利用規約について	30
別表1	NHKオンデマンドの料金表	31
別表2	受信料財源インターネット活用業務費用明細表	32
別表3	有料インターネット活用業務費用明細表	33
別添1	勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係	34
別添2	インターネット活用業務に関する費用の按分方法について	36

はじめに

この2023年度（令和5年度）インターネット活用業務実施計画（以下、「2023年度実施計画」といいます。）は、放送法、放送法施行規則、NHKインターネット活用業務実施基準（以下、「実施基準」といいます。）に則って実施するNHKインターネット活用業務の内容を示すものです。この2023年度実施計画で使用している用語のうち、実施基準に定義が記載されているものについては、特に断りのない限り、同じ定義で使用します。

2023年度実施計画の開始日は2023年4月1日です。

インターネット活用業務基本方針

NHKは、放送法の精神に則り、公共の福祉のために豊かで良いコンテンツを提供するという使命を担っています。新型コロナウイルス感染症への対応は新たな段階を迎えましたが、ウクライナへの軍事侵攻などにより、社会・経済の先行きは、依然、不透明です。メディア環境と視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送以外にも広がる中で、NHKは信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていきます。正確で公平、公正な情報を発信して健全な民主主義の発達に資するとともに、一人ひとりの暮らしを守り、豊かさや教育、福祉、文化の創造に貢献します。さらに地域社会の維持・発展や日本と国際社会との相互理解に寄与し、公共メディアとして視聴者・国民のみならずまから信頼され、必要とされる存在を目指します。

NHKのインターネット活用業務は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産という性格をもった放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられたNHKの目的を達成するために実施します。環境の変化や技術の進歩発達に適時・適切に対応しながら、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていくために、放送番組と理解増進情報の提供を行います。新しい技術を積極的に取り入れながら、インターネットな

らではの特性を生かして、「いつでも、どこでも」利用できる多種多様な情報を発信していきます。

地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信サービス「NHKプラス」では、総合テレビと教育テレビ（以下、「Eテレ」といいます。）の番組に「いつでも、どこでも、何度でも」触れていただけるサービスを提供し、この他の放送番組の提供とともに、視聴機会を拡大します。

NHKがインターネット経由で提供する理解増進情報は、特定の番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものに限ります。理解増進情報の提供により、番組の周知・広報や、番組内容の解説・補足を行います。また、放送番組等を再編集、再構成してインターネット経由で提供することにより、国民共有の財産という性格を持った放送番組等を広く国民に還元するなど、放送だけでは提供しきれない情報を発信していきます。

インターネット活用業務の実施にあたっては、実施基準を順守するとともに、受信料制度の趣旨に照らして不適切とならないこと、業務の実施に過大な費用を要するものとならないこと等、放送法の趣旨に沿って適切に実施します。また、NHKが提供するインターネットサービスを安心してお使いいただけるよう、各サービスの提供にあたっては、万全のセキュリティ対策を講じます。特に、個人情報、視聴関連情報その他の情報については、法令やNHKが定める関連規程等に則り、適切な安全管理に努め、そのために必要な措置を講じます。

受信料を財源として実施するインターネット活用業務については、効率的・効果的に実施するとともに、経理の透明性も確保します。受信料財源業務の費用については、実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かどうかなどの観点から不断に点検し、実施基準に示した費用の範囲の中で、抑制的に管理します。

地方向け放送番組の提供や他の放送事業者との連携・協調、またユニバーサル・サービスや国際インターネット活用業務への取り組みについては効率的に

行うよう努めつつ、公益性の観点から積極的に実施します。特に、放送法上の努力義務に係る取り組みである地方向け放送番組の提供については、効率的な配信方法を検証しながら段階的に充実を図るとともに、民間放送事業者が行うコンテンツ配信業務への協力については、放送において培ってきた民間放送事業者との二元体制を踏まえ、相互にメリットをもたらす連携・協調の一環として、適切に進めていきます。

放送番組等の提供を伴う社会実証については、放送と通信の融合が進む中でNHKのインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証することを目的としており、実施については社会的要請を踏まえて検討します。

NHKは、受信料で成り立つ公共メディアとして、これからも視聴者・国民のみなさまの信頼に応え、正確、かつ多様で質の高いインターネットサービスを提供し、新しい時代の「情報の社会的基盤」としての役割を追求していきます。

1 インターネット活用業務の種類

2023年度は、実施基準第2条に示した2号受信料財源業務（放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの）と、2号有料業務（放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの）を実施します。また、3号受信料財源業務（放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの）や、3号有料業務（放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの）を、3号対象事業者からの求めに応じて実施することがあります。

2 2号受信料財源業務（NHKプラス、NHKオンライン、NHK公式アプリ等のサービス）について

2.1 2号受信料財源業務の内容

2号受信料財源業務として、放送番組等を広く一般に向けて提供します。

2号受信料財源業務には、国内インターネット活用業務と国際インターネット活用業務があります。そのうち国内インターネット活用業務については、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信と、それ以外の業務があります。

個々の放送番組や理解増進情報の提供については、少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなると判断したものはその時点で終了します。また、提供している理解増進情報については、特定の放送番組との対応関係を確認し、少なくとも3か月に一度、NHKオンラインのウェブサイト「NHKのインターネット活用業務について」(<https://www.nhk.or.jp/net-info/>)に掲載して公表します。

2.1.1 国内インターネット活用業務

(1) 地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信（「NHKプラス」）

地上テレビ常時同時配信は、原則として、総合テレビとEテレで放送している番組をすべて提供します（提供に必要な権利を確保できないもの等を除きます）。地上テレビ常時同時配信では、埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県各区域を合わせた区域（以下、「南関東エリア」といいます。）を対象とした放送中番組を、全国に向けて配信します。

地上テレビ見逃し番組配信は、総合テレビとEテレで放送した番組を、原則としてすべて、それぞれの番組放送終了時刻から起算して、7日間提供します

(提供に必要な権利を確保できないもの等を除きます)。地上テレビ見逃し番組配信では、南関東エリアで放送した既放送番組を全国に向けて配信します。また、南関東エリア以外の地域で放送した地方向け放送番組の一部を全国に向けて配信することがあり、その詳細については「4.1 地方向け放送番組の提供」に記載します。インターネットに接続されたテレビ受信機等でも地上テレビ見逃し番組配信を提供します。その詳細については「2.2 2号受信料財源業務の実施方法」に記載します。

「NHKプラス」のサービスを通じて、放送の補完として、正確で迅速なニュースや質の高い多彩な番組を配信することにより、放送番組の視聴機会の拡大を図り、「新しいNHKらしさ」を追求し、「公共的な価値」の実現につなげていきます。また、利用者ニーズを踏まえ、機能改善などサービスの向上をさらに進めるための調査、検討を行っていきます。

このほか、番組ホームページとの連携を強化するなど、機能の充実と利便性の向上を図ります。

(2) 上記以外の国内インターネット活用業務

a. 報道番組関連サービス

報道番組関連サービスとして、ニュース・解説番組、スポーツ番組の理解増進情報の提供を行います。また、災害時や、国民生活・社会全体に大きな影響を及ぼす緊急ニュース等がある場合に、その情報を伝える放送中の番組を提供することがあります。

ニュース・解説番組に関連するウェブサイト、アプリケーションを通じて、信頼される正確な情報を公平・公正に伝えることにより人々の判断のよりどころとなり、健全な民主主義の発達に資するようにします。また、放送のみならずインターネットでも「命と暮らしを守る」防災・減災報道や新型コロナウイ

ルス関連の報道等に全力で取り組み、安全・安心な暮らしを支えます。地域の情報や国際ニュースの発信を強化するとともに、NHKが取材した情報やデータのオープン化も進めます。

スポーツ番組に関連するウェブサイトでは、スポーツ中継やニュース・番組を補完する情報を幅広く伝え、質の高いスポーツ文化の創造の一端を担います。ニーズの高いライブスコアなど速報性も重視します。

b. 教育番組、教養番組関連サービス

教育番組、教養番組関連サービスとして、学校教育や社会教育に資する既放送番組の提供と、教育番組、教養番組の理解増進情報の提供を行います。

学校放送番組、通信制高校向け番組、語学番組など、教育番組に関連するウェブサイト、アプリケーションでは、放送番組とその理解増進情報を体系的に提供し、幅広い世代の教育、学習に貢献します。学校だけでなく家庭学習でも役立てられるコンテンツを提供することで、時間と場所にとらわれず、子どもたちの学びの機会の確保を目指します。

教養番組に関連するウェブサイトでは、人々の興味・関心や疑問に応える番組関連情報を幅広く提供し、暮らしやすい社会の実現や質の高い文化の創造の一端を担います。

幅広い世代に向けて、教育番組、教養番組等の番組の“学び”の要素のあるコンテンツを一元的に提供するサイトで、開かれた学びの場を提供します。

福祉番組に関連するウェブサイトでは、番組のテーマに関連する情報を掘り下げて提供することにより、障害のある人も積極的に参加・貢献できる「共生社会」への理解を深めるとともに、人種・民族・ジェンダーなどの違いにとらわれることのない多様な価値観を認め合う社会の実現に貢献します。特に生きづらさに悩む人々の声に寄り添う番組の理解増進情報の発信を強化します。

c. 娯楽番組関連サービス

娯楽番組関連サービスとして、ドラマ番組とエンターテインメント番組の理解増進情報の提供を行います。

ドラマ番組やエンターテインメント番組に関連するウェブサイトを通じて、番組の出演者・登場人物、番組の背景、制作の舞台裏などを提供することにより、放送番組の視聴拡大や視聴者のより深い番組理解を促進し、質の高い放送文化の創造の一端を担います。

d. ラジオ放送を補完するインターネットサービス

ラジオ放送を補完するインターネットサービスとして、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送、FM放送の放送中の番組の同時配信と聴き逃し番組配信を行います（「らじる★らじる」）。また、その関連サービスとして、ラジオの放送番組の理解増進情報の提供を行います。

より多くの人々が「いつでも、どこでも」ラジオ番組の音声を聴けるような環境づくりを進めます。災害時等にラジオ放送を聴く手段がない人や、地域の情報に他の地域からアクセスしたい人などに向けて、ラジオ放送を補完し、安全で安心な暮らしや多様な地域社会に貢献するサービスの充実を図ります。

また、放送法上の努力義務に係る取り組みの一環として、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko（ラジコ）」を経由して、ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を提供します（「4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力」参照）。

e. 放送番組の周知・広報

放送番組の周知・広報を目的とした放送番組等の提供を行います。広報番組

の提供にあたっては、既放送番組のほか、放送予定番組を提供することがあります。

NHKオンラインのトップページは、NHKが開設しているさまざまなウェブサイトの「総合窓口」です。「NHKプラス」や最新ニュース、番組表へのリンク、放送中あるいはまもなく放送する番組の案内、NHKオンライン内のさまざまな情報の紹介などを見やすく配置し、利用者にとって使いやすいポータル機能を提供します。

また、番組の周知・広報を目的とするウェブサイト等では、広報目的の番組などを提供するとともに、番組の放送日時やみどころ、出演者・登場人物、番組の背景、制作の舞台裏など、視聴者のより深い番組理解につながる情報を幅広く提供し、番組の視聴拡大につなげます。

2023年度は、衛星波の再編にあたり、インターネットの特性を生かして、超高精細の映像など新しいチャンネルの番組の魅力を伝えます。

f. 地域放送局のウェブサイトを通じた地域情報の提供

地域放送局のウェブサイトを通じて、地域放送番組の理解増進情報を提供します。また、災害時等には、ラジオの放送中番組や既放送番組を提供することがあります。

地域放送局のウェブサイトでは、それぞれの地域に関連するさまざまな情報やコンテンツを集約した利便性の高いインターネットサービスを提供します。地域が直面する課題を取り上げる放送番組の情報を拡充し、地域社会に貢献します。

また、きめ細かい防災・減災情報やライフライン情報などを地域放送局のウェブサイトを通じて正確・迅速に伝え、地域の安全・安心に寄与します。

g. アーカイブス映像・音声等の提供

NHKアーカイブスのウェブサイトなどを通じて、NHKが保存しているニュースや番組等の映像・音声記録のうち、特に社会的意義が高い放送番組等を提供します。

国民の共有財産という性格をもった多種多様な映像・音声記録を、再編集、再構成して、視聴者に還元します。

h. テレビ受信機向けサービス

インターネットに接続されたテレビ受信機向けのサービスとして、番組の周知・広報を目的とした既放送番組の提供や、放送番組の理解増進情報の提供を行います。

データ放送の通信機能やハイブリッドキャスト、BS4K・BS8K データサービスなどにおいて、画像を豊富に活用した理解増進情報、動画クリップなどを配信し、豊かな視聴体験の実現を目指します。

i. ユニバーサル・サービスへの取り組み

NHKは、「共生社会」への理解を深めるとともに、人種・民族・ジェンダーなどの違いを超えて多様な価値観を認め合う社会をめざした放送・サービスを充実していくことを公共放送の使命ととらえ、幼児、子どもからお年寄り、目や耳に障害のある方など、すべての視聴者が、見やすく、聞きやすく、分かりやすく、安心して視聴できる「人にやさしい」放送・サービスの充実に努めています。

NHK オンラインのテキスト情報の充実や福祉情報へのアクセスをしやすいなどの工夫を行います。

NHKプラスでは、字幕放送を実施している番組では同じ字幕を配信すると

ともに、見逃し番組配信では、放送では音声よりも表示が遅れる生放送番組の字幕について、AI 技術を活用し字幕表示のタイミングを番組の音声に合わせて配信する「生字幕同期サービス」を提供し、拡充に努めます。

手話 CG などの技術を活用して、気象情報など生活に欠かせない情報をより広く届けます。その際、ニーズを的確に把握し、NHKのデジタルサービス全体のアクセシビリティの向上に取り組みます。

j. インターネット活用業務についての社会実証

放送番組等の提供を伴う社会実証については、放送と通信の融合が進む中でNHKのインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証することを目的としており、実施については社会的要請を踏まえて検討します。

実施する場合の実施の目的、提供の内容、提供の期間、提供の対象者等は、実施基準に示した範囲とし、具体的な内容については事前に、また結果についてもNHKオンライン上のウェブサイトで公表します。いずれも「NHKのインターネット活用業務について」(<https://www.nhk.or.jp/net-info/>)に掲載します。

費用は、2号受信料財源業務の費用のうち、国内放送番組等配信費の企画費で対応します。

2.1.2 国際インターネット活用業務

国際インターネット活用業務として、テレビ国際放送とラジオ国際放送（本項において、総称して「国際放送」という。）の放送番組の同時配信と、既放送番組（見逃し番組、聴き逃し番組）の提供、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行います。また海外放送事業者等を通じたインターネット配信を拡大し

ます。

NHKは、国際社会との相互理解を進めるため、国際放送を通じて、日本についての正確で多様な情報を世界各国に向けて積極的に発信しています。また、訪日・在留外国人向けに災害時に命を守る情報や、在外邦人向けに安全・安心を支える情報など、必要な情報を適切に提供します。

2023年度は、外国人向けには災害時の英語および多言語による発信を強化するほか、より多くの人に親しんでもらうために多様なコンテンツを提供します。在外邦人向けには、ニュース・情報番組の配信を行い、利用拡大を目指します。

国際放送のインターネットサービスを通じて、日本と国際社会の理解促進に寄与します。

2.2 2号受信料財源業務の実施方法

2号受信料財源業務のサービスは、原則としてNHKオンライン上のウェブサイト、NHK公式アプリを通じて提供します。

また、2号受信料財源業務のサービスの一部を、電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリケーション(以下、「外部プラットフォーム」といいます。)を通じて提供することがあります。ソーシャルメディア等を積極的に活用することにより、人々が正確、公平・公正な情報に接触する機会を増やします。また、広報目的での放送番組の提供など、番組の魅力を伝える放送番組等の提供により、番組への興味・関心を促し、より多くの人々に番組を視聴してもらえるような周知・広報の取り組みの充実を図ります。

地上テレビ常時同時配信は、原則として、放送している番組をすべて提供することとし(提供に必要な権利を確保できないもの等を除きます)、提供時間は、総合テレビが1日24時間(放送休止時間を除きます)、Eテレは1日19時間

程度です。

地上テレビ見逃し番組配信は、総合テレビ、Eテレとも、1日24時間、いつでも、何度でも利用することができます。提供期間は、南関東エリアで放送した番組では、それぞれの番組の放送終了時刻から起算して7日間、南関東エリア以外の地域で放送した地方向け放送番組では14日間以内です。配信するための権利や技術的な理由、運用上の理由等により、それより早く終了することがあります。

地上テレビ常時同時配信、地上テレビ見逃し番組配信、国内ラジオ放送の同時配信の提供対象地域は、日本国内に限ります。邦人向けのテレビ国際放送番組の同時配信および見逃し番組配信の提供対象地域は、日本国外に限ります。これらを除く2号受信料財源業務の提供対象地域には、原則として制限を設けません。提供に必要な権利が確保できない場合等には、提供対象地域を日本国内のみ、または日本国外のみに制限する場合があります。

ラジオ第1放送の放送中番組を、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko（ラジコ）」を通じて提供する際、地方向け放送番組の提供対象地域をブロックごとに制限します。その詳細については「4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力」に記載します。

NHKオンラインのサービスは、原則として、オペレーションシステム(OS)としてWindowsまたはMacOSを使用しているパソコン、もしくは、AndroidまたはiOSを使用しているスマートフォン、タブレット端末等で利用できます。

スマートフォン向けのNHK公式アプリは、原則として、AndroidまたはiOSを使用しているスマートフォン、タブレット端末等で利用できますが、アプリケーションの仕様等によって、一時的にいずれか片方のOSでのみ利用可能とする場合があります。

テレビ受信機等で利用できるNHK公式アプリとして、NHKプラス公式アプリ、NHK WORLD-JAPAN 公式アプリを提供しています。Android TV、Fire OS等を使用しているテレビ受信機、外付けデバイス等の一部で、地上テレビ見逃

し番組配信が利用できます。NHKプラスのテレビ向けアプリの対応デバイスは順次拡充します。対応デバイスについては、NHKプラスのウェブサイトに掲載して公表します。

その他、NHKオンライン、NHK公式アプリ等を利用するための端末機器およびソフトウェア等の諸条件については、NHKオンラインのウェブサイト「NHKインターネットサービス利用規約」(<https://www.nhk.or.jp/rules/>)と同英語版(<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/terms/>)に掲載しています。

なお、外部プラットフォーム経由で提供するサービスについての端末機器およびソフトウェア等の諸条件については、それぞれの外部プラットフォームのウェブサイト等に掲載されています。

2.3 2号受信料財源業務の料金その他の提供条件

2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施します。

このうち、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信については、受信料制度を毀損することのないようにするため、以下の措置を講じます。

地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信を利用しようとする人は、受信契約を確認するために必要な情報等を入力し、登録申込をすればIDが発行されます。利用時にはそのIDによるログインを行います。

ログインしていない状態のときや受信契約が確認できない場合は、提供している放送番組の画面上に、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示します。常時同時配信に加えて、見逃し番組配信についても番組の一部のみ視聴できるようにすることがあります。

受信契約を確認するために必要な情報の入力の前に、ID発行に必要な情報のみを仮に登録する仮登録によるログインを行った状態では、提供している放送番組の画面上に、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを、

視聴開始時等に一時的に表示します。仮登録での利用は一定期間に限り、詳細は利用規約で定めます。

登録申込をした人は、発行された ID を用いることにより、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信を自ら利用することができるのに加え、自らと生計をともにする人その他利用規約で定める人に利用させることができます。

一つの ID で同時に視聴できる配信ストリームの上限の数は、原則として 5 とします。配信設備等の整備・更新等の事情により、5 を超えて同時に利用できることがあります。

災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供する場合、臨時かつ一時的にメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行い、広く一般に利用可能とする措置を講ずることがあります。

その他、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信の利用にあたっての条件等の詳細は、NHK オンラインのウェブサイト「NHK インターネットサービス利用規約」(<https://www.nhk.or.jp/rules/>) に掲載しています。

3 2号有料業務（NHKオンデマンド）について

3.1 2号有料業務の内容

2号有料業務として、放送番組等を有料で提供します。サービス名称は「NHKオンデマンド」です。

放送済みの番組を広く一般に提供する「NHKオンデマンド」のサービスによって、国民共有の財産という性格を持った放送番組等を広く国民に還元します。利便性の向上やコンテンツの充実など、「NHKオンデマンド」のサービスのさらなる向上に取り組み、アクティブユーザーの増加を目指します。

3.2 2号有料業務の実施方法

サービスの実施方法には、直接提供型とプラットフォーム経由型があります。直接提供型の場合は、NHKが開設するNHKオンデマンドのウェブサイト、またはNHKオンデマンド公式アプリを通じて提供します。プラットフォーム経由型の場合は、プラットフォーム事業者のウェブサイトやアプリケーション等を通じて提供します。

3.2.1 NHKオンデマンドの提供期間

NHKで放送した番組を、放送から2～3週間程度の一定期間または期間を定めずに提供します。

3.2.2 NHKオンデマンドの提供対象地域

提供対象地域は、日本国内とします。

3.3 2号有料業務の料金その他の提供条件

サービスは、利用者から対価を得て実施します。契約種別として、単品、見放題パックがあります。

3.3.1 NHKオンデマンドの契約種別

(1) 単品

放送番組等の中から、その都度課金して、一定期間、利用可能とするものです。

(2) 見放題パック

個々の放送番組等の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組等を一括対象とし、一定期間、利用可能とするものです。

3.3.2 NHKオンデマンドの料金

NHKオンデマンドの2023年度の料金は、別表1の通りです。この料金は、直接提供型とプラットフォーム提供型において共通です。

4 放送法上の努力義務に係る取り組みについて

4.1 地方向け放送番組の提供

放送法上の努力義務に係る取り組みとして、地方向け放送番組の提供を行うよう努め、引き続き地方向け放送番組の見逃し番組配信を拡充します。

2023年度は、18時台のニュース番組について、地域放送局の番組の配信を拡充し、すべての放送局の番組を提供します。このために必要となる設備について、整備を行います。

地方向け放送番組の提供期間は、それぞれの番組の放送終了時刻から起算して14日間以内で、配信するための権利や技術的な理由、運用上の理由等により、それより早く終了することがあります。

4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力

放送法上の努力義務に係る取り組みとして、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努めます。

2023年度は、民間放送事業者によるテレビ番組配信サービス「TVer（ティーバー）」を経由して、一部の既放送番組を提供します。NHKが「TVer」経由で提供する番組については、すべてNHKオンラインでも提供します。引き続き、民間放送事業者の意向を踏まえつつ、更なる連携に取り組めます。

また、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko（ラジコ）」を経由して、ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を提供します。

ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を「radiko」を通じて提供する際、ラジオ第1放送については、提供対象地域をブロックごとに制限します。具体的には、全国を8つのブロックに区分し、個々のブロック内では、当該ブロッ

クにある拠点放送局発（関東甲信越ブロックにおいては東京発）の放送番組を配信します。なお、FM 放送については、ブロックごとの制限は行わず、東京発の放送番組を全国に向けて配信します。

5 3号受信料財源業務について

5.1 3号受信料財源業務の内容

3号受信料財源業務として、3号対象事業者からの求めに応じて、当該事業者の放送番組等の使用の目的・態様を確認したうえで、以下の放送番組等を提供することがあります。

- 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等
- 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合（次号に掲げる場合を除く） 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等
- 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等
- その他特に公益上意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等

多数の国民の生命・財産に切迫した危機があると考えられる大規模災害時等において、インターネット事業を行っている事業者からの申し出に基づき、NHKが放送する緊急ニュースを、事業者が放送と同時に提供することを認める場合があります。

NHKの国際放送について、より多くの海外の視聴者に接触していただけるようにする施策の一環として、動画や音声をインターネットを用いて提供する海外の事業者にも、国際放送の放送番組等は無償で提供することがあります。

在外邦人にNHKの放送番組を視聴していただける機会を拡充するため、在

外邦人向けのサービスである「NHKワールド・プレミアム」を外国の動画配信事業者に提供することがあります。

また、公益上特に意義があると認められる場合に、事業者からの申し出に基づき、その意義に合致する放送番組等を無償で提供することがあります。

5.2 3号受信料財源業務の実施方法

3号受信料財源業務は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他NHKが適当と認める方法によって行います。また、提供期間と時間、提供対象地域等、実施方法の詳細については、3号対象事業者と合意の上、決定します。

6 3号有料業務について

6.1 3号有料業務の内容

3号有料業務として、ビデオ・オン・デマンド（VOD）事業を行っている対象事業者から求めがあった場合、当該事業者の放送番組等の使用の目的・態様を確認したうえで、NHKが国内で放送した番組等を当該事業者に有料で提供することがあります。国民共有の財産という性格を持った放送番組等を広く国民に還元します。

6.2 3号有料業務の実施方法

3号有料業務は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他NHKが適当と認める方法によって行います。また、提供期間と時間は、3号対象事業者と合意の上、決定します。3号対象事業者からの放送番組等の提供の求めがあったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応します。

7 インターネット活用業務の実施に要する費用について

7.1 2号受信料財源業務、3号受信料財源業務の費用について

2号受信料財源業務の費用は、197億円*です。このうち、常時同時配信等業務に係る費用は、65億円です。

また、3号受信料財源業務の費用は、0.8億円です。

内訳は「受信料財源インターネット活用業務費用明細表」（別表2）の通りです。

* 2020年11月10日の実施基準の変更案の認可申請の際に添付した「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」では、2023年度の2号受信料財源業務の費用の見通しを191億円としていました。2023年度の費用は、地方向け放送番組の配信の一層の拡充や、衛星波再編にあたっての周知・広報の取り組みにより、この見通しを上回っています。

なお、2号受信料財源業務の費用の上限については、大規模災害など国民の生命、身体および財産の保護が必要な緊急事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、これを超過することがあります。配信経費等を算出するうえでのNHKプラスの利用は、最大600万IDと想定しています。

7.2 2号有料業務、3号有料業務の費用について

有料業務の費用は、31億円で、内訳は「有料インターネット活用業務費用明細表」（別表3）の通りです。

なお、「有料インターネット活用業務勘定」の事業収入は52億円、事業支出は31億円、事業収支差金は20億円です。

8 インターネット活用業務の経理について

8.1 区分経理の実施方法

インターネット活用業務の費用の整理にあたっては、インターネット活用業務の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第 32 条第 4 項に則り、費用の特性に応じて、次項の配賦基準によりそれぞれの業務に整理します。

費用を整理した結果は、放送法施行規則別表第 3 号の 2 および別表第 3 号の 3 で定められた「費用明細表」にまとめ、公表します。

8.2 費用の整理に関する計算方法

8.2.1 勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係

勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係は、別添1の通りです。

8.2.2 費用の細目ごとに適用する配賦基準について

勘定科目の細目ごとの直課又は配賦の別および費用を配賦する場合における費用の細目ごとに適用する配賦基準については、別添 2 にて整理しています。配賦基準の考え方、共通管理費の配賦母体および有料業務における一般勘定に対するコンテンツ使用料については、以下の通りです。

① 配賦基準の考え方

配賦基準は、放送法施行規則別表第 2 号の 2 で定められた以下の基準により費用を按分して計上します。

ア. 放送番組の数の比

提供する放送番組の数に応じて増減する経費、提供する放送番組の数によって稼働量が把握される設備の経費について、それぞれの業務に係る提供本数の割合で費用を配賦。

イ. 業務の種類の数比

複数の業務が一体となって実施される場合に、業務の数に応じて費用を配賦。

ウ. コンテンツ制作費比

2号業務とそれ以外の業務（実施基準第4条【注1】〔経営広報、採用情報等〕）で使用する共通制作設備費について、それぞれの業務に係る稼働量をコンテンツ制作費の割合で把握し、費用を配賦。

エ. アクセス数比

アクセス数に応じて増減する経費について、それぞれの業務に係るアクセス数の割合で費用を配賦。

オ. 権利処理件数の比

権利処理の経費について、それぞれの業務に係る権利処理件数の割合で費用を配賦。

カ. 提供事業者の数比

3号業務とそれ以外の業務の経費について、提供事業者の数比で配賦。

キ. 人員比

要員規模に応じて増減する経費について、それぞれの業務に係る要員数の割合で費用を配賦。

ク. 面積比

共通して使用する施設管理経費について、それぞれの業務に係る施設規模を専有面積で把握し、費用を配賦。

ケ. 支出額比

複数の事業活動に共通に関わる経費について、それぞれの業務の支出額の規模に応じて費用を配賦。

② 共通管理費の配賦母体について

配賦計算により計上する共通管理費の配賦母体については、インターネット活用業務に関連する費用を対象とし、他の業務に固有に係る経費、特定の部局のために固有に係る経費、他の業務のために使用する施設経費、すでに使用されていない資産に係る経費等は対象外とします。

③ 有料業務における一般勘定に対するコンテンツ使用料について

放送番組等を有料業務で使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を有料インターネット活用業務勘定の経費に計上します。

8.3 費用の開示方法

前項（8.2）に記した計算方法および別添 2 に基づき「費用明細表」を作成し、この実施計画（予算額）および財務諸表の説明書（決算額）で開示します。

8.4 区分経理の適正を確保するための措置

区分経理の実施の適正を確保するために、財務諸表の会計監査人監査の中で費用明細表の監査を実施します。

また、費用の整理方法や配賦基準について有識者を交えた検証・見直しを実施します。その結果および配賦比率については、NHKオンラインのウェブサイト「NHKのインターネット活用業務について」

(<https://www.nhk.or.jp/net-info/>) に掲載して公表します。

8.5 その他経理に関し必要な事項

「関連団体との取引一覧表」に掲載される契約のうち、インターネット活用業務に関連するものを勘定科目と紐付けて明示し公表します。

9 インターネット活用業務審査・評価委員会について

インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、会長の諮問機関としてインターネット活用業務審査・評価委員会（以下、審査・評価委員会といいます。）を設置しています。

次項「10 インターネット活用業務に関する意見・苦情等への対応について」に記載する競合事業者からの意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性、市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じます。

また、次々項「11 実施状況の評価とそれを踏まえた業務の改善について」に記載する実施状況の評価や、次年度以降のインターネット活用業務実施計画の策定にあたっては、審査・評価委員会に、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、それを尊重します。

10 インターネット活用業務に関する意見・苦情等への対応について

10.1 競合事業者等からの意見・苦情等への対応について

NHKが実施するインターネット活用業務に関して、競合事業者または外部事業者（以下、「競合事業者等」といいます。）から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応します。

競合事業者等からの意見・苦情等の受付方法、審査・評価委員会における検討にあたっての考え方、検討の結果および措置は、NHKオンラインのウェブサイト「NHKのインターネット活用業務について」(<https://www.nhk.or.jp/net-info/>)に掲載して公表します。

10.2 利用者からの意見・苦情等への対応について

2号受信料財源業務（NHKプラス、NHKオンライン、NHK公式アプリ等）に係るサービスの利用者または利用を希望する方からの意見・苦情等は、NHKふれあいセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応します。

2号有料業務（NHKオンデマンド）に係るサービスの利用者または利用を希望する方からの意見・苦情等は、NHKオンデマンドのコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応します。ただし、プラットフォーム経由型によるNHKオンデマンドの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、各プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて当該事業者またはNHKが対応します。

利用者からの意見・苦情等の内容については、インターネット活用業務実施計画の策定、実施計画の実施状況の評価等にあたって適切に考慮するとともに、審査・評価委員会にその概要を報告します。

11 実施状況の評価とそれを踏まえた業務の改善について

2023年度の終了後、2023年度実施計画の実施状況を、収支実績も含めて取りまとめ、それについて評価を行います。また、少なくとも3年ごとに行うと定めているインターネット活用業務の実施状況の評価については、2025年度の終了後に行う予定です。その結果に基づき必要があると認める場合には、業務の改善を図るための措置を講じます。

12 インターネット活用業務に関する各種資料、利用規約について

実施基準、実施計画、競合事業者等からの意見・苦情等の受付方法など、NHKのインターネット活用業務についての各種資料は、NHKオンラインのウェブサイト「NHKのインターネット活用業務について」(<https://www.nhk.or.jp/net-info/>)に掲載して公表します。

2号受信料財源業務（NHKプラス、NHKオンライン、NHK公式アプリ等）の利用規約は、NHKオンラインのウェブサイト「NHKインターネットサービス利用規約」（<https://www.nhk.or.jp/rules/>）と同英語版（<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/terms/>）に掲載しています。

2号有料業務（NHKオンデマンド）の利用規約は、NHKオンデマンドのウェブサイト（<https://www.nhk-ondemand.jp/>）に掲載しています。

別表 1 NHKオンデマンドの料金表

2023年4月1日～2024年3月31日

単品	月額見放題パック
110～330円	990円

いずれも税込額

別表 2 受信料財源インターネット活用業務費用明細表

2023年 4月 1日から
2024年 3月 31日まで

(一般勘定)

(単位 千円)

科 目		二号 業務	国 内 イ-社 活用業務	常時同時 配 信 等 業 務	左 記 以外の 業 務	国 際 イ-社 活用業務	三号 業務	合 計
国 内 放 送 番 組 等 配 信 費	コンテンツ 制作業務費	7,216,799	7,216,799	1,877,730	5,339,069	—	2,000	7,218,799
	コンテンツ 制作設備費	546,065	546,065	100,726	445,339	—	—	546,065
	配 信 業 務 費	1,049,078	1,049,078	978,233	70,845	—	—	1,049,078
	配 信 設 備 費	2,848,470	2,848,470	1,663,204	1,185,266	—	—	2,848,470
	認 証 業 務 費	311,246	311,246	311,246	—	—	—	311,246
	認 証 設 備 費	310,986	310,986	310,986	—	—	—	310,986
	視 聴 対 応 費	245,994	245,994	245,994	—	—	—	245,994
	企 画 費	200,000	200,000	—	200,000	—	—	200,000
	開 発 費	56,100	56,100	—	56,100	—	—	56,100
	小 計	12,784,738	12,784,738	5,488,119	7,296,619	—	2,000	12,786,738
国 際 放 送 番 組 等 配 信 費	業 務 関 連 費	1,488,782	—	—	—	1,488,782	47,867	1,536,649
	設 備 関 連 費	1,203,988	—	—	—	1,203,988	14,000	1,217,988
	小 計	2,692,770	—	—	—	2,692,770	61,867	2,754,637
広 報 費		30,000	30,000	30,000	—	—	—	30,000
給 与		2,365,200	2,146,200	372,300	1,773,900	219,000	10,950	2,376,150
退職手当・厚生費		879,120	797,720	138,380	659,340	81,400	4,070	883,190
共 通 管 理 費		277,492	229,606	91,257	138,349	47,886	1,633	279,125
減 価 償 却 費		728,125	721,433	389,319	332,114	6,692	1,217	729,342
合 計		19,757,445	16,709,697	6,509,375	10,200,322	3,047,748	81,737	19,839,182
費 用 の 上 限		20,000,000					100,000	

注 この表において、「費用の上限」とは、実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

別表3 有料インターネット活用業務費用明細表

2023年 4月 1日から
2024年 3月 31日まで

(有料インターネット活用業務勘定)		(単位 千円)
科 目		金 額
放送番組等 有料配信費	コンテンツ制作業務費	944,623
	コンテンツ制作設備費	17,376
	配信業務費	156,973
	配信設備費	345,841
	認証決済業務費	1,237,065
	認証決済設備費	217,982
	利用者対応費	52,630
	小 計	2,972,490
広 報 費	30,336	
給 与	97,503	
退職手当・厚生費	31,720	
共通管理費	48,146	
減価償却費	1,990	
合 計	3,182,185	

別添 1 勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係

(一般勘定)

勘定科目	業務及び説明
国内放送番組等配信費	国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
(1) コンテンツ制作業務費	サイトやアプリの構築・改修業務、見逃しファイル作成業務、フタ情報登録業務、権料、権利処理業務等に要する経費
(2) コンテンツ制作設備費	フタ情報登録設備や見逃しファイル制作設備の保守等に要する経費
(3) 配信業務費	配信コンテンツ監視業務、配信品質監視業務等に要する経費
(4) 配信設備費	配信基盤、CDN※の利用等に要する経費
(5) 認証業務費	契約照合業務、認証基盤運用監視業務等に要する経費
(6) 認証設備費	認証基盤の利用等に要する経費
(7) 視聴者対応費	サービスに関する問い合わせ対応等に要する経費
(8) 企画費	インターネット活用業務の立案業務等に要する経費
(9) 開発費	技術検証、サービス開発等に要する経費
国際放送番組等配信費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
(10) 業務関連費	上記(1)(3)(7)(8)(9)に該当する経費、配信推進業務に要する経費、編成・運行業務に要する経費
(11) 設備関連費	上記(2)(4)に該当する経費、外国放送事業者等への提供に用いる設備・回線等に要する経費
広報費	事業活動の周知、普及促進に要する経費
給与及び退職手当・厚生費	受信料財源で実施するインターネット活用業務に関わる職員の人件費
共通管理費	受信料財源で実施するインターネット活用業務に関わる共通管理費
減価償却費	受信料財源で実施するインターネット活用業務で利用する設備の減価償却費

※ CDN (Content Delivery Network) 効率的にコンテンツを送るための配信ネットワーク

(有料インターネット活用業務勘定)

勘定科目	業務及び説明
放送番組等有料配信費	有料インターネット活用業務に係る放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
(1) コンテンツ制作業務費	サイトやアプリの構築・改修業務、見逃しファイル作成業務、権料、権利処理業務等に要する経費
(2) コンテンツ制作設備費	見逃しファイル制作設備の利用等に要する経費
(3) 配信業務費	配信コンテンツ監視業務、配信品質監視業務等に要する経費
(4) 配信設備費	配信基盤、CDN※の利用等に要する経費
(5) 認証決済業務費	認証基盤運用監視、料金決済業務等に要する経費
(6) 認証決済設備費	認証基盤の利用等に要する経費
(7) 利用者対応費	サービスに関する問い合わせ対応等に要する経費
(8) 企画費	インターネット活用業務の立案業務等に要する経費
(9) 開発費	技術検証、サービス開発等に要する経費
広報費	事業活動の周知、普及促進に要する経費
給与及び退職手当・厚生費	有料インターネット活用業務に関わる職員の人件費
共通管理費	有料インターネット活用業務に関わる共通管理費
減価償却費	有料インターネット活用業務で利用する設備の減価償却費

※ CDN (Content Delivery Network) 効率的にコンテンツを送るための配信ネットワーク

別添2 インターネット活用業務に関する費用の按分方法について

		放送等 (※1)	インターネット活用業務				費用按分方法		
			受信料財源					有料	
			二号業務		国際 インター ネット 活用業務	三号 業務			二号 三号業務
			国内インターネット 活用業務						
		常時同時 配 信 等 業 務	左記以外						
国内放送費		○					直課		
国際放送費		○					直課		
国内放送 番組等 配信費	コンテンツ 制作業務費	見逃しファイル制作業務費	○	○			○	放送番組の数の比	
		放送等と有料インターネット 活用業務に係る経費	○(※2)				○	業務の種類の数比	
		放送等と常時同時配信等業 務に係る経費	○(※2)	○					業務の種類の数比
		放送等と国内インターネット 活用業務に係る経費	○(※2)		○				業務の種類の数比
		常時同時配信等業務と有料 業務に係る経費		○				○	業務の種類の数比
		特定できるもの		○	○		○	○	直課
	コンテンツ 制作設備費	見逃しファイル制作設備費		○	○			○	放送番組の数の比
		特定できるもの		○	○			○	直課
	配信業務費	配信ファイル作成費		○	○			○	放送番組の数の比
		特定できるもの		○	○			○	直課
	配信設備費	NHKわが国関連設備費	○(※2)		○				コンテンツ制作費比
		特定できるもの			○			○	直課
	認証業務費/認証決済業務費			○				○	直課
	認証設備費/認証決済設備費			○				○	直課
	視聴者対応費/利用者対応費			○	○			○	直課
企画費			○	○			○	直課	
開発費			○	○			○	直課	
国際放送 番組等 配信費	業務関連費	権利処理業務経費	○(※3)				○	権利処理件数の比	
		放送等と三号業務に係る経 費	○(※3)				○	提供事業者の数の比	
		特定できるもの				○	○	直課	
	設備関連費	放送等と三号業務に係る経 費	○(※3)				○	提供事業者の数の比	
特定できるもの					○	○	直課		
契約収納費		○						直課	
受信対策費		○						直課	
広報費		○	○	○	○	○	○	直課	
調査研究費		○						直課	
給与		○	○	○	○	○	○	人員比	
退職手当 厚生費		○	○	○	○	○	○	人員比	
共通管理費	インターネット活用業務に関連した事業経営 の経費		○	○	○	○	○	支出額比	
	インターネット活用業務に直接関わりのない 事業経営の経費		○						
	インターネット活用業務に関連した職員の研 修、表彰、転勤等の経費		○	○	○	○	○	○	人員比
	インターネット活用業務に直接関わりのない 職員の研修、表彰、転勤等の経費		○						
	インターネット活用業務に関連した施設経費		○	○	○	○	○	○	面積比
	インターネット活用業務に直接関わりのない 施設経費		○						
	インターネット活用業務に関連した事務管理 の経費		○	○	○	○	○	○	支出額比
	インターネット活用業務に直接関わりのない 事務管理の経費		○						
インターネット活用業務に関連した地域放送 局の共通管理費		○	○	○				支出額比、 人員比、面積比	
減価償却費	見逃しファイル制作設備		○	○	○		○	放送番組の数の比	
	NHKオンライン関連設備		○		○			コンテンツ制作費比	
	国際発信業務の放送等と三 号業務に係る経費		○				○	提供事業者の数の比	
	特定できるもの		○	○	○	○	○	直課	
未収受信料欠損償却費		○						直課	

※1 経営広報や採用情報（「実施基準」第4条【注1】等を含む）

※2 国内放送費に計上

※3 国際放送費に計上